

こどもセンターに「親子食事スペース」ができました

親子の交流の場を広げるため、こどもセンター（総合保健福祉センター「かがやき」2階）に「親子食事スペース」を設置しました。

5月9日（火）から、こどもセンターのプレイルームを子育て中の親子対象に「親子食事スペース」として開放しています。

○利用時間 9:00～13:00

※講座等で開放できない日もあります。

問 こどもセンター ☎55-8873

難病患者福祉見舞金の申請受付

難病患者福祉見舞金の申請を下記のように受け付けます。

令和4年度に申請されていない方と、令和4年度に申請されている方では、申請時期が異なりますのでご注意ください。

- 申請時期 令和6年2月20日（火）まで
- 対象者 指定難病特定医療費受給者証または一般特定疾患受給者証を所持し、本市に住所を有する者
※生活保護法による扶助者は除く
- 手当額 年額20,000円
- 申請場所 社会福祉課または各支所
- 持ち物 ①指定難病特定医療費受給者証または一般特定疾患受給者証
②印鑑（代理申請の場合）
③振込先口座番号がわかるもの（通帳等）

※令和4年度に見舞金を申請されている方
→11月中に郵送で通知します。
（申請時期：令和5年12月1日から令和6年2月20日まで）

※郵送での申請も受け付けます。

問 本庁 社会福祉課 社会福祉G
☎52-1111 内線134

家族介護慰労金の受付が始まります

在宅で重度高齢者を介護している同居の家族に対して、その労をねぎらい家族の経済的負担の軽減を図ることを目的に「家族介護慰労金」を支給します。

該当する方は長寿福祉課または各支所で申請手続きを行ってください（個人へのお知らせは行いませんので、ご注意ください）。

提出された申請書の内容を審査し、11月下旬までに結果を通知します。

◆主な支給要件

- ①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がない
- ②重度要介護高齢者が市民税非課税である
- ③病院への入院や施設への入所（短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む）の合計日数が、対象期間内で90日を超えていない
- ④要介護4または要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続している（令和4年12月31日現在で同等の認定を受けている）
- ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有している

- 受付期間 令和5年7月3日（月）～7月31日（月）
- 基準日 令和5年6月30日（金）
- 対象期間 令和4年7月1日～令和5年6月30日までの1年間
- 慰労金の額 6万円または12万円
※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

重度要介護高齢者とは

市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている方、またはそれと同等の状態にあると市長が認められた方

介護者とは

市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方

申請・問 本庁 長寿福祉課 高齢者支援G
☎52-1111 内線175

| | | | |
|----|----|------------|----------|
| 申請 | 山支 | 総合窓口・地域振興G | ☎57-2121 |
| | 美支 | 総合窓口・地域振興G | ☎58-2111 |
| | 緒支 | 総合窓口・地域振興G | ☎56-2111 |
| | 御支 | 総合窓口・地域振興G | ☎55-2111 |